企画競争実施の公示

令和2年9月29日

北陸地方整備局千曲川河川事務所長 齋藤 充

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1)業務名 令和2年度千曲川リアルタイム浸水把握業務
- (2)業務目的

本業務は、水防法に基づく特定緊急水防活動を円滑に行うため、千曲川沿川の長沼地区、豊野地区、篠ノ井地区の浸水状況を検知するための機器(カメラ、浸水センサー等)を活用し、当該地域の浸水域・浸水深さ等を表示するとともに、Web等で防災担当者等に情報共有することを目的とする。また、本業務で取得した浸水域・浸水深等については、別途取得された浸水情報をもとに、検証を行うものとする。

(3)業務内容

①計画準備、②現地踏査、③現地浸水域及び浸水深の把握、④浸水域表示システムの構築、⑤浸水域の検証、⑥報告書とりまとめ

(4) 履行期限 令和3年3月26日(金)

2. 企画競争参加資格要件

本業務における参加資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定 に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3 (平成31・32・33) 年度国土交通本省競争参加資格(全省 庁統一資格)「役務の提供等(情報処理またはその他)」の競争参加資格を有する者 であること。

ただし、有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

- ① 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(写しでも可)
- ②許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
- ③上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に 基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。(上記書類を提出 している者を除く。)
- (4) 企画提案書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成22年度以降公示日までに元請けとして完了した、下記の同種又は類似業務

を実施した実績を有するものであること。

同種業務:行政機関等の発注で、センサー又はカメラ画像等の情報や解析技術

を活用した情報共有・発信・提供等に関する業務

類似業務:センサー又はカメラ画像等の情報や解析技術を活用した情報共有・

発信・提供等に関する業務(民間発注業務も含む)

国土交通省発注の業務実績で TECRIS に登録された業務成績が60点以上であること。ただしTECRIS に登録されていない業務は、この限りではない。

- (7)技術者等に関する要件
 - ①管理技術者の資格等

以下の資格のいずれかを有する者とする。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCC M相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている必要がある。

- ・技術士(総合技術監理部門、建設部門、電気電子部門、情報工学部門のいずれか)
- ・工学博士又はこれに準ずる学位
- 土木学会認定土木技術者(特別上級、上級)
- ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・その他、本業務遂行にあたり適当な資格等については、審査の上評価する。
- ②管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

管理技術者は、平成22年度以降公示日までに完了した、以下のいずれかの実績 を有すること。

同種業務:行政機関等の発注で、センサー又はカメラ画像等の情報や解析技術

を活用した情報共有・発信・提供等に関する業務

類似業務:センサー又はカメラ画像等の情報や解析技術を活用した情報共有・

発信・提供等に関する業務(民間発注業務も含む)

国土交通省発注の業務実績で TECRIS に登録された業務成績が60点以上であること。ただしTECRIS に登録されていない業務は、この限りではない。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒380-0903 長野県長野市鶴賀字峰村74

国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所 経理課契約係

TEL 0 2 6 - 2 2 7 - 7 6 1 2 FAX 0 2 6 - 2 2 7 - 9 4 6 7

電子メール chikuma-hinkaku01@hrr.mlit.go.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
 - ①期間:令和2年9月29日(火)から令和2年10月9日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
 - ②場所:上記担当部局
 - ③方法:上記担当部局において、直接手交(紙媒体)又は託送(着払)とする。 なお、説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当まで連絡を行うこと。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
 - ①期限: 令和2年10月12日(月)17時00分まで
 - ②場所:上記担当部局
 - ③方法:紙による提出を行う場合は持参、郵送(書留郵便に限る。)又はファクシミリ(着信確認をすること。)とする。電子メールによる提出を行う場合は以下によること。

なお、これ以外での提出は無効とする。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「Just System—太郎 (一太郎 Pro3 形式以下のもの)」「Microsoft Word Word2016 形式以下のもの)」「Microsoft Excel (Excel2010 形式以下のもの)」「Adobe Acrobat ReaderDC」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。
- ・送信された企画提案書の印刷は白黒で行う。
- ④その他:企画提案書の提出をもって、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について誓約を行ったものとみなす。
- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無:無 ※ただし、電話等で企画提案の内容に関する質問を行う事がある。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6)特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについて、開示対象となる場合がある。
- (7) 特定しなかった企画提案書は、原則返却する。 なお、返却を希望しない場合は、その旨を企画提案書を提出する際に申し出ること。
- (8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (9) その他の詳細は説明書による。